

議案第67号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

兵庫県美方郡香美町 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金400,000円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生日

平成22年4月23日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し慢性右上顎洞炎の治療として右上顎洞根本手術を行った際に体内に留置したガーゼ2枚の内の1枚が、その後抜

去されることなく遺残していたものである。